

山梨県公報

号外第十六号

平成二十一年

三月二十七日

金 曜 日

目 次

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則	一
山梨県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則	四
山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	四
山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則	四
山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則	五
山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則	五
山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	六
山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	一三
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	一四
山梨県立農業大学校学則を廃止する規則	一四

規 則

山梨県規則第五号

山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

(趣旨)
山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則

第一条 この規則は、山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例(平成二十一年山梨県条例第八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による梨の実察等の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款又はこれに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(定員)

第三条 次の表の上欄に掲げる施設の利用区分及び定員は、それぞれ同表の中欄及び下欄に定めるとおりとする。

施設	利用区分	定員
山梨県立梨の実察	一 条例第二条の生活介護を行う事業	合計七〇人
	二 条例第二条の就労移行支援を行う事業	
	三 条例第二条の就労継続支援を行う事業	
	四 条例第二条の短期入所を行う事業	
	五 条例第二条の施設入所支援を行う事業	
山梨県立あさひワイクホーム	一 条例第二条の施設入所支援を行う事業	五〇人
	二 条例第二条の就労移行支援を行う事業	四〇人
	三 条例第二条の就労継続支援を行う事業	合計六〇人

山梨県立あけぼの医療福祉センター 成人寮		一 条例第二条の生活介護を行う事業	合計六〇人
		二 条例第二条の自立訓練を行う事業	
		三 条例第一条の短期入所を行う事業	十五人
		四 条例第二条の施設入所支援を行う事業	四〇人

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(山梨県立梨の実寮設置及び管理条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 山梨県立梨の実寮設置及び管理条例施行規則（昭和五十三年山梨県規則第三十四号）

二 山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則（昭和五十八年山梨県規則第十六号）

三 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則（平成十七年山梨県規則第二十三号）

(経過措置)

3 この規則による廃止前の山梨県立梨の実寮設置及び管理条例施行規則第二条、山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則第二条及び山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則第二条の規定により提出された指定管理者指定申請書は、第二条の規定により提出された指定管理者指定申請書とみなす。

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立障害者支援施設（施設の名称）の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

山梨県規則第六号

山梨県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

山梨県公有財産事務取扱規則（昭和三十九年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「水道管」の下に「自動販売機」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第七号

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成五年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。
（社会福祉士に関する特例）

第九 条

条例第七 条第一 号の規則で定める社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四条に規定する社会福祉士試験（以下この条において「試験」という。）を災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により受験することができなかった者又は試験に合格することができなかった者であつて、当該者からの申請に基づき翌年度の試験を受験する意思があると知事が認めるものとする。
別表中「（第九 条関係）」を「（第十 条関係）」に改める。

第一号様式中

貸与期間	年 月 日から	年 月 日まで
貸与希望期間・金額	年 月 日から	年 月 日まで

入学準備金
就職準備金

に改める。

第四号様式中「(3) 貸与日 月 日、月 日、月 日及び
「(3) 入学準備金 円
月 日」を (4) 就職準備金 円
(5) 貸与日 月 日、月 日、月 日及び

を「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

び 月 日」

第七号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」とし、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

第八号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

第九号様式中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」とし、「第11条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第十号様式中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」とし、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号

山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則

山梨県立育精福祉センター管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

利用区分	定員
一 条例第三条第一号の知的障害児施設支援を行う事業	七〇人
二 条例第三条第二号の生活介護を行う事業	一〇五人
三 条例第三条第三号の短期入所を行う事業のうち、知的障害者に係るもの（知的障害者福祉法第十五条の四の規定による措置を含む。）	九人
四 条例第三条第三号の短期入所を行う事業のうち、障害児に係るもの（児童福祉法第二十一条の六の規定による措置を含む。）	一〇人
五 条例第三条第四号の施設入所支援を行う事業	九〇人

別表中「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者更生施設」を「障害者支援施設」に改め、同表入所定員の項中「四の項」を「一の項」に、「三の項」を「二の項及び五の項」に改め、同表入所手続の項中「昭和二十二年法律第百六十四号」を削り、「による」を「による」に改め、「昭和三十五年法律第三十七号」を削る。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

（山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十六年十二月」を「昭和三十六年」に改める。

第一条の二に次の一号を加える。

十二 農地環境整備事業

第四条中「第五条第一項」の下に「（条例第九条の規定により準用する場合を含む。）を加え、「行なつ」を「行う」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「民営39号125」を「民営39号」に改める。

（山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 農地環境整備事業 三分の一

第一条の二中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

三 ため池等整備事業（地域ため池総合整備計画に基づいて中山間地域において実施するものに限る。） 四十五分の十七

第二条に次の二号を加える。

十一 ため池等整備事業（地域ため池総合整備計画に基づいて実施するものに限る。）

十二 農地環境整備事業

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県景観条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県景観条例施行規則（平成二年山梨県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十

二条の次に次の一条を加える。

(市町村の条例に基づき景観形成のために必要な措置が講じられる区域)

第十三条 条例第十八条第三号の規則で定める区域は、甲府市の区域とする。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理條例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則及び山梨県営住宅設置及び管理條例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理條例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理條例施行規則(平成七年山梨県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二十万円以上六十万円」を「十五万八千円以上四十八万七千円」に改める。

第十条第一項中イからホまでを削り、同項に次の各号を加える。

- 一 十八万六千円以下
 - 二 十八万六千円を超え二十一万四千円以下
 - 三 二十一万四千円を超え二十五万九千円以下
 - 四 二十五万九千円を超え三十五万円以下
 - 五 三十五万円を超え四十八万七千円以下
- 第十四条の次に次の二条を加える。

(賃貸借契約書の様式)

第十五条 条例第三十九条第一項第一号の賃貸借契約書は、特定公共賃貸住宅駐車場賃貸借契約書(第四号様式)とする。

(準用)

第十六条 駐車場の管理については、第八条及び第九条の規定を準用する。この場合において、第八条中「第十五条第二項」とあるのは、「第四十条第二項」と、第九条中「第十六条第三項」とあるのは、「第四十三条において準用する条例第十六条第三項」と読み替えるものとする。

第三号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式(第15条関係)

特定公共賃貸住宅駐車場賃貸借契約書

駐車場につき、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成7年山梨県条例第1号)に基づき、賃貸人のうち山梨県知事を甲とし、
 を乙として、賃借人
 を丙として、次の条項により賃貸借契約を締結した。

(契約の締結)

第1条 甲及び乙は、次の駐車場を次条以下の条件により、丙に賃貸し、丙はこれを賃借するものとする。

所在地	
住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 階 号室
区画番号	

(使用料)

第2条 使用料は、1箇月 円とし、丙は、その月分を毎月25日までに甲に納付しなければならない。ただし、前条の駐車場の使用を開始することができる日の属する月及び明渡しの日属する月における丙の使用期間が1月に満たないときの使用料は、日割りをもって計算する。

(使用料の変更)

第3条 丙は、甲において条例の規定に基づき使用料の変更の必要を認めたときは、当該変更を異議なく承諾するものとする。

(保証金)

第4条 丙は、この契約から生ずる債務の担保として、第2条の使用料の3月分に相当する金額の保証金を甲に納付するものとする。

2 甲は、丙が駐車場を明け渡したときは、無利息で前項の保証金を還付するものとする。ただし、使用料の滞納その他の債務の不履行があるときは、甲は、当該債務の額の内訳を明示し、保証金のうちからこれを控除するものとする。

(修繕)

第5条 甲又は乙は、丙が駐車場を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定により駐車場の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。この場合において、丙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により同項の規定による甲又は乙が行うべき修繕の必要が生じたときは、丙は、甲又は乙の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 丙は、甲又は乙の承諾を得ることなく、軽微な修繕を自らの負担において行うことができる。

(保管義務)

第6条 丙は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 丙の責めに帰すべき事由によって駐車場の施設をき損したときは、丙は、これを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 丙は、駐車場の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 駐車場に工作物等を築造し、又は設置すること。

(2) ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為

2 丙は、駐車場を引き続き15日以上使用しないときは、乙にその旨を届け出なければならない。

3 丙は、駐車場を他の者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第8条 乙は、丙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。

(2) 使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(4) 使用者の資格がなくなったとき。

(5) 乙が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除したときは、丙に対して駐車場の明渡しを請求するものとする。この場合において、丙は、当該請求を受けたときは、速やかに原状に復して駐車場を明け渡さなければならない。

3 丙は、前項の規定による明渡しの請求を受けたときは、当該請求を受けた日の翌日から駐車場を明け渡した日までの期間、近傍同種の駐車場の使用料に相当する金額の2倍に相当する金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。

4 丙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲及び乙に請求することができない。

(賃貸借の解約)

第9条 丙は、駐車場の賃貸借を解約しようとするときは、解約しようとする日の10日前までに、その旨及びその期日を書面により乙に届け出なければならない。

2 前項の場合において、丙は、駐車場を原状に復して明け渡さなければならない。

(費用負担)

第10条 駐車場の明渡しに際し、丙が直ちに自動車その他の物を全部撤去しないときは、乙はこれを撤去することができることとし、その撤去に要する費用は、すべて丙の負担とする。

(免責)

第11条 甲及び乙は、駐車場内において生じた自動車の盗難、故障及び破損並びに自動車内の物品の盗難及び紛失並びにこれらに類する一切の事故については、何らの責任を負わない。

(本契約の有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、契約締結の日から当該日の属する年度の終了する日までとする。ただし、この契約期間の満了の日の1月前までに甲、乙及び丙いずれからも、その相手方に対して解約の申出をしないときは、本契約期間は引き続き1年延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 甲、乙及び丙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記のとおり契約を締結したことを証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 山梨県知事 印

乙 賃貸人 住所
氏名 印

丙 賃借人 住所
氏名 印

注 第12条ただし書については、必要に応じて記載しないことができる。

(山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則(平成九年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二条第三号」を「第二条第四号」に、「以下」を「第十五条第一項第三号を除き、以下」に改める。

第十五条第一項第一号中「以下で」の下に「かつ、一円以上で」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一 収入の額が零(当該額が零を下回る場合には、零とする。)である世帯であるとき(次号に掲げる場合を除く。)

三 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第九条の二の三第一項第三号に規定する収入のない世帯であるとき。

第十五条第二項中「第一号に定める」を「その」に改め、同項第一号中「第一号」を「第四号」に改め、同項第三号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 前項第二号に該当するとき 家賃の百分の二十に相当する額

三 前項第三号に該当するとき 家賃の百分の五十に相当する額

第二十八条中「第五十九条第一項」を「第六十九条第一項」に、「及び第七条」を「、第七条及び第二十六条」に、「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十七条中「第五十六条第三項」を「第六十六条第三項」に、「第二十三号様式」を「第三十一号様式」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十六条第一項中「第五十五条」を「第六十五条」に改め、同条を第三十四条とし、第二十五条の次に次の八条を加える。

(使用申込書)

第二十六条 条例第五十七条第一項の規定による使用の申込みは、駐車場使用申込書(第二十三号様式)を知事に提出して行わなければならない。

(使用決定通知書)

第二十七条 条例第五十七条第二項の規定による通知は、駐車場使用決定通知書(第二十四号様式)により行うものとする。

(賃貸借契約書の様式)

第二十八条 条例第五十九条第一項第一号の賃貸借契約書は、県営住宅(準特定優良賃貸住宅を除く。)の入居者にあつては県営住宅駐車場賃貸借契約書(第二十五号

様式)とし、準特定優良賃貸住宅の入居者にあつては準特定優良賃貸住宅駐車場賃貸借契約書(第二十六号様式)とする。

2 前項の賃貸借契約書には、使用者の印鑑証明書を添付しなければならない。(使用許可書)

第二十九条 条例第五十九条第二項の規定による通知は、駐車場使用許可書(第二十七号様式)により行うものとする。

(使用料等の減免又は徴収猶予)

第三十条 条例第六十一条の規則で定める特別の事情がある場合は、使用者が生活保護法による保護を受けている場合とする。

2 前項の規定により減免する額は、知事が別に定める額とする。

3 使用料の減免期間は、使用者の事情その他を勘案して決定する。

4 条例第六十一条の規定による使用料又は保証金の徴収猶予をすることができる場合は、使用者の駐車場の使用料の支払能力が六月以内に回復すると認められる場合に限りものとする。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることができる。

(使用料等の減免及び徴収猶予の申請書等)

第三十一条 条例第六十一条の規定により使用料又は保証金の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、駐車場使用料等減免(徴収猶予)申請書(第二十八号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(長期不使用届出書)

第三十二条 条例第六十四条において読み替えて準用する条例第二十三条の規定による届出は、駐車場長期不使用届出書(第二十九号様式)により行わなければならない。

(明渡し届)

第三十三条 条例第六十四条において読み替えて準用する条例第三十九条の規定による届出は、駐車場明渡し届(第三十号様式)により行わなければならない。

第二十三号様式中「第〇の〇」を「第〇の〇」に改め、同様式を第三十一号様式とし、第二十二号様式の次に次の八様式を加える。

第23号様式（第26条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

氏名

印

駐車場使用申込書

次のとおり駐車場を使用したいので、山梨県営住宅設置及び管理条例第57条第1項の規定により申込みをします。

駐 車 す る 車 両	住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 号室
	使用開始希望年月日	年 月 日
	車種名	
	自動車登録番号又は車両番号	
	所有者の氏名	
	使用する者の氏名	
使用者と駐車する車両を使用する者との関係 (続柄)		

注 自動車検査証の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

山梨県知事 印

駐車場使用決定通知書

さきに申込みのあった駐車場の使用を次のとおり決定したので、山梨県営住宅設置及び管理条例第57条第2項の規定により通知します。

使用決定者の氏名	
住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 号室
区画番号	
使用料	月額 円
保証金	円

第25号様式（第28条関係）

県営住宅駐車場賃貸借契約書

駐車場につき、山梨県営住宅設置及び管理条例（平成9年山梨県条例第15号）に基づき、賃貸人のうち山梨県知事を甲とし、賃借人 を乙として、次の条項により賃貸借契約を締結した。

（契約の締結）

第1条 甲は、次の駐車場を次条以下の条件により、乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

所在地	
住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 階 号室
区画番号	

（使用料）

第2条 使用料は、1箇月 円とし、乙は、その月分を毎月25日までに甲に納付しなければならない。ただし、前条の駐車場の使用を開始することができる日の属する月及び明渡しの日属する月における乙の使用期間が1月に満たないときの使用料は、日割りをもって計算する。

（使用料の変更）

第3条 乙は、甲において条例の規定に基づき使用料の変更の必要を認めたときは、当該変更を異議なく承諾するものとする。

（保証金）

第4条 乙は、この契約から生ずる債務の担保として、契約締結と同時に第2条の使用料の3月分に相当する金額の保証金を甲に納付するものとする。

2 甲は、乙が駐車場を明け渡したときは、無利息で前項の保証金を還付するものとする。ただし、使用料の滞納その他の債務の不履行があるときは、甲は、当該債務の額の内訳を明示し、保証金のうちからこれを控除するものとする。

（修繕）

第5条 甲は、乙が駐車場を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 甲は、前項の規定により駐車場の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により同項の規定による甲が行うべき修繕の必要が生じたときは、乙は、甲の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 乙は、甲の承諾を得ることなく、軽微な修繕を自らの負担において行うことがで

きる。

(保管義務)

第6条 乙は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由によって駐車場の施設をき損したときは、乙は、これを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、駐車場の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 駐車場に工作物等を築造し、又は設置すること。
- (2) ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為

2 乙は、駐車場を引き続き15日以上使用しないときは、甲にその旨を届け出なければならない。

3 乙は、駐車場を他の者に貸し、又はその使用権を他の者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - (4) 使用者の資格がなくなったとき。
 - (5) 甲が駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対して駐車場の明渡しを請求するものとする。この場合において、乙は、当該請求を受けたときは、速やかに原状に復して駐車場を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による明渡しの請求を受けたときは、当該請求を受けた日の翌日から駐車場を明け渡した日までの期間、近傍同種の駐車場の使用料に相当する金額の2倍に相当する金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。
- 4 乙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲に請求することができない。

(賃貸借の解約)

第9条 乙は、駐車場の賃貸借を解約しようとするときは、解約しようとする日の10日前までに、その旨及びその期日を書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の場合において、乙は、駐車場を原状に復して明け渡さなければならない。

(費用負担)

第10条 駐車場の明渡しに際し、乙が直ちに自動車その他の物を全部撤去しないときは、甲はこれを撤去することができることとし、その撤去に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(免責)

第11条 甲は、駐車場内において生じた自動車の盗難、故障及び破損並びに自動車内の物品の盗難及び紛失並びにこれらに類する一切の事故については、何らの責任を負わない。

(本契約の有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、契約締結の日から当該日の属する年度の終了する日までとする。ただし、この契約期間の満了の日の1月前までに甲及び乙いずれからも、その相手方に対して解約の申出をしないときは、本契約期間は引き続き1年延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 甲及び乙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記のとおり契約を締結したことを証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 山梨県知事 印

乙 賃借人 住所
氏名 印

注 第12条ただし書については、必要に応じて記載しないことができる。

準特定優良賃貸住宅駐車場賃貸借契約書

駐車場につき、山梨県営住宅設置及び管理条例（平成9年山梨県条例第15号）に基づき、賃貸人のうち山梨県知事を甲とし、
 を乙として、賃借人
 を丙として、次の条項により賃貸借契約を締結した。

（契約の締結）

第1条 甲及び乙は、次の駐車場を次条以下の条件により、丙に賃貸し、丙はこれを賃借するものとする。

所在地	
住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 階 号室
区画番号	

（使用料）

第2条 使用料は、1箇月 円とし、丙は、その月分を毎月25日までに甲に納付しなければならない。ただし、前条の駐車場の使用を開始することができる日の属する月及び明渡しの日属する月における丙の使用期間が1月に満たないときの使用料は、日割りをもって計算する。

（使用料の変更）

第3条 丙は、甲において条例の規定に基づき使用料の変更の必要を認めるときは、当該変更を異議なく承諾するものとする。

（保証金）

第4条 丙は、この契約から生ずる債務の担保として、契約締結と同時に第2条の使用料の3月分に相当する金額の保証金を甲に納付するものとする。

2 甲は、丙が駐車場を明け渡したときは、無利息で前項の保証金を還付するものとする。ただし、使用料の滞納その他の債務の不履行があるときは、甲は、当該債務の額の内訳を明示し、保証金のうちからこれを控除するものとする。

（修繕）

第5条 甲又は乙は、丙が駐車場を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定により駐車場の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。この場合において、丙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により同項の規定による甲又は乙が行うべき修繕の必要が生じたときは、丙は、甲又は乙の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 丙は、甲又は乙の承諾を得ることなく、軽微な修繕を自らの負担において行うことができる。

(保管義務)

第6条 丙は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 丙の責めに帰すべき事由によって駐車場の施設をき損したときは、丙は、これを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 丙は、駐車場の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 駐車場に工作物等を築造し、又は設置すること。

(2) ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為

2 丙は、駐車場を引き続き15日以上使用しないときは、乙にその旨を届け出なければならない。

3 丙は、駐車場を他の者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第8条 乙は、丙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。

(2) 使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(4) 使用者の資格がなくなったとき。

(5) 乙が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除したときは、丙に対して駐車場の明渡しを請求するものとする。この場合において、丙は、当該請求を受けたときは、速やかに原状に復して駐車場を明け渡さなければならない。

3 丙は、前項の規定による明渡しの請求を受けたときは、当該請求を受けた日の翌日から駐車場を明け渡した日までの期間、近傍同種の駐車場の使用料に相当する金額の2倍に相当する金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。

4 丙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲及び乙に請求することができない。

(賃貸借の解約)

第9条 丙は、駐車場の賃貸借を解約しようとするときは、解約しようとする日の10日前までに、その旨及びその期日を書面により乙に届け出なければならない。

2 前項の場合において、丙は、駐車場を原状に復して明け渡さなければならない。

(費用負担)

第10条 駐車場の明渡しに際し、丙が直ちに自動車その他の物を全部撤去しないときは、乙はこれを撤去することができることとし、その撤去に要する費用は、すべて丙の負担とする。

(免責)

第11条 甲及び乙は、駐車場内において生じた自動車の盗難、故障及び破損並びに自動車内の物品の盗難及び紛失並びにこれらに類する一切の事故については、何らの責任を負わない。

(本契約の有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、契約締結の日から当該日の属する年度の終了する日までとする。ただし、この契約期間の満了の日の1月前までに甲、乙及び丙いずれからも、その相手方に対して解約の申出をしないときは、本契約期間は引き続き1年延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 甲、乙及び丙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記のとおり契約を締結したことを証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 山梨県知事 印

乙 賃貸人 住所
氏名 印

丙 賃借人 住所
氏名 印

注 第12条ただし書については、必要に応じて記載しないことができる。

第27号様式（第29条関係）

駐車場使用許可書

山梨県営住宅設置及び管理条例第59条第1項の規定により、次のとおり駐車場の使用を許可します。

年 月 日

山梨県知事 印

使用者の氏名	
住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 号室
区画番号	
使用を開始することができる日	

年 月 日

山梨県知事 殿

氏名

印

駐車場使用料等減免（徴収猶予）申請書

次のとおり駐車場の使用料等の減免（徴収猶予）を受けたいので、山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則第31条第1項の規定により申請します。

現在使用している駐車場	住宅団地名及び住宅番号		団地 号館 号室	
	区画番号			
	使用料	月額 円	保証金	円
減免（徴収猶予）希望期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間			
申請の理由				

注 理由を証明する書類を添付すること。

第29号様式（第32条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

氏名 印

駐車場長期不使用届出書

次のとおり駐車場を引き続き使用しないので、山梨県営住宅設置及び管理条例第64条において読み替えて準用する第23条の規定により届け出ます。

住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 号室
区画番号	
不使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
使用しない理由	
使用しない期間の連絡先	

年 月 日

山梨県知事 殿

氏名

印

駐車場明渡し届

次のとおり駐車場を明け渡しますので、山梨県営住宅設置及び管理条例第64条において準用する第39条の規定により届け出ます。

住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 号室
区画番号	
明渡し年月日	年 月 日
保証金納付済額	円

附則

(施行期日)

1 この規則は、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十一年山梨県条例第二十七号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第三条及び第十条第一項の改正規定並びに第二条中山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則第二条第二項第一号並びに第十五条第一項及び第二項の改正規定並びに次項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則第十五条第一項第一号及び第四号の規定の適用については、同項第一号中「政令第二条第二項の表の上欄に定める入居者の収入の区分に掲げる額のうち最低の額(以下「基準額」という。)(の二分の一」とあるのは「六万千五百円」と、同項第四号中「基準額の二分の一」とあるのは「六万千五百円」とする。

山梨県規則第十二号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二 建設事務所の建築主事は、山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)第十六条第二項に規定する建設事務所の所管区域ごとに、次に掲げる建築物及び工作物に係る事務のうち法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務をつかさどるものとする。

一 一の建築物のうち申請に係る部分の延べ面積が二千平方メートル未満であるもの(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築物の申請に係る部分の延べ面積がそれぞれ二千平方メートル未満であるものに限る。)

二 前号に掲げる建築物又は延べ面積が二千平方メートル未満である既存の建築物に設ける法第八十七条の二に規定する建築設備

三 法第八十八条第一項及び第二項に規定する工作物(令第三百三十八条第二項に規定

するものを除く。以下「工作物」という。)

第八條を次のように改める。

第八條 条例第二十三条の十二の規定により確認申請手数料(計画通知手数料を含む。以下この項において同じ。)、完了検査申請手数料(完了検査通知手数料を含む。)(及び中間検査申請手数料(中間検査通知手数料を含む。))を減額し、又は免除する率は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、確認申請手数料については、条例第二十三条の四第二項(条例第二十三条の八第一項において準用する場合を含む。)(の規定により条例第二十三条の四第一項(条例第二十三条の八第一項において準用する場合を含む。))に規定する確認申請手数料の額に加えることとされている額に係る部分を除く。

一 災害による被害を受けた者が、その復旧する建築物又は工作物について、災害のあつた日から六月以内に法第六条第一項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(の規定による確認の申請、法第六条の二第二項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(の規定による確認の申請又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(の規定による計画の通知をする場合) 十割

二 申請又は通知をする者が他の地方公共団体(県の区域内に存するものに限る。)(の長である場合(前号に該当する場合を除く。)) 五割

三 通知をする者が山梨県の機関の長である場合 十割

2 条例第二十三条の十二の規定により条例第二十三条の九に定める手数料を免除する場合は、申請をする者が山梨県の機関の長である場合とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)(第六条第一項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(の規定による確認の申請又は法第六条の二第一項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(の規定による確認の申請をした建築物又は工作物に係る手数料の免除又は減額については、なお従前の例による。

山梨県規則第十三号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則
第一条 山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四百九号の二の次に次の二号を加える。

四百九の三 完了検査通知手数料

四百九の四 中間検査通知手数料

別表第四百九十六号を次のように改める。

四百九十六 教育職員の普通免許状の授与等手数料

別表第四百九十六号の次に次の六号を加える。

四百九十六の二 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間更新手数料

四百九十六の三 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間延長手数料

四百九十六の四 教育職員の更新講習修了確認手数料

四百九十六の五 教育職員の修了確認期限延期手数料

四百九十六の六 教育職員の更新講習受講免除手数料

四百九十六の七 教育職員の免許状更新講習手数料

別表第四百九十八号を次のように改める。

四百九十八 教育職員の臨時免許状の授与等手数料

別表第五百三十九号の三の次に次の一号を加える。

五百三十九の四 認知機能検査員講習手数料

第二条 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第二百六十七号を次のように改める。

二百六十七 削除

別表第二百七十三号及び第二百七十四号を次のように改める。

二百七十三 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売

業若しくは貸貸業許可証書換え交付手数料

二百七十四 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売

業若しくは貸貸業許可証再交付手数料

別表中第五百三十号の三を第五百三十号の四とし、第五百三十号の二の次に次の一

号を加える。

五百三十の三 認知機能検査手数料

附 則

（施行期日）

1 第一条の規定は平成二十一年四月一日から、第二条及び次項の規定は同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の山梨県収入証紙条例施行規則別表第二百七十三号及び第二百七十四号の規定は、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第四条の規定により改正法第一条の規定による改正後の薬事法第三十四条第一項の卸売販売業の許可を受けた者とみなされる者に係る改正法第一条の規定による改正前の薬事法第二十六条第一項の許可の有効期間の残存期間に限り、なおその効力を有する。

山梨県規則第十四号

山梨県立農業大学校学則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立農業大学校学則を廃止する規則

山梨県立農業大学校学則（昭和五十九年山梨県規則第二十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 山梨県立農業大学校の設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例（平成二十一年山梨県条例第三十号）附則第二項の規定により山梨県立農業大学校が存続する間は、この規則の規定にかかわらず、この規則による廃止前の山梨県立農業大学校学則第二条から第八条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十六条から第二十八条まで、別表及び第三号様式から第五号様式までの規定は、なおその効力を有する。